



株 主 各 位

(証券コード 1963)

2019年6月27日

横浜市西区みなとみらい二丁目3番1号

日揮株式会社

代表取締役会長 佐藤 雅之

第123回定時株主総会決議ご通知

拝啓 格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第123回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項

1. 第123期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第123期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類報告の件
本件は、上記の各内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株につき28.50円と決定いたしました。

第2号議案

吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行のため、2019年10月1日(予定)を効力発生日として、当社が営む「海外EPC事業」および「国内EPC事業」を当社100%子会社である「日揮グローバル株式会社」および「日揮プラントイノベーション株式会社」(併せて以下、承継会社)に対してそれぞれ承継させる吸収分割(以下、本吸収分割)を行うこととし、2019年5月14日付で各承継会社との間で締結した本吸収分割に係る吸収分割契約について、原案のとおり承認可決されました。

第3号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更内容は次のとおりです。

- (1) 持株会社体制への移行に伴い、現行定款の第1条(商号)を変更するとともに、現行定款の第2条(目的)に定める事業目的の整理ならびに持株会社体制移行後の当社および当社子会社の事業展開を見据えた変更を行うものであります。
- (2) 取締役会における審議のさらなる充実および活性化を図ることを目的として、現行定款の第19条(員数)に定める取締役の員数を15名以内から10名以内に変更するものであります。
- (3) 執行役員による業務執行体制という実態に即して、現行定款の第22条(役付取締役)の一部を削除するものであります。
- (4) コーポレート・ガバナンス強化の観点から経営の透明性をより一層向上させるため、定款に定める相談役および顧問を廃止することとし、現行定款の第24条(相談役、顧問)を削除するものであります。



- (5)「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されました。これに伴い、取締役および監査役として有能な人材を継続的に登用し、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款の第 31 条(取締役の責任免除)および第 39 条(監査役の責任免除)を変更するものであります。
- (6)上記(4)の条文の削除に伴い、現行定款第 25 条以下を1条ずつ繰り上げるものであります。
- (7)その他、文言および体裁の調整・変更を行うものであります。
- (8)本議案による定款変更は、第2号議案の吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生を条件として、2019 年 10 月1日に効力が生じるものとします。

第4号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に佐藤雅之、石塚忠、山崎裕、寺嶋清隆、鈴木正徳、村元徹也、遠藤茂および松島正之の8氏が再任され、新たに植田和男氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

本件は、当社の取締役(社外取締役を除く)に対し、2009 年6月 26 日開催の当社第 113 回定時株主総会において承認された当社取締役の報酬限度額である年額6億 9,000 万円の範囲内で、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬を支給することとし、譲渡制限付株式を割り当てるために支給する金銭報酬債権の総額を年額 2,500 万円以内とするとともに、譲渡制限付株式報酬制度の主な内容について、原案のとおり承認可決されました。

なお、本定時株主総会終了後に開催された取締役会の決議により、代表取締役に佐藤雅之、石塚忠および山崎裕がそれぞれ選定されました。

以上